

ZIP-FM ナビゲーター&ナレータースクール 受講規約

第1条(本規約の適用)

1. 株式会社ZIP-FM(以下、「当社」といいます)は、当社が運営するカルチャースクール事業において当社が実施する「ZIP-FM ナビゲーター&ナレータースクール」(以下、「本コース」といいます)を、本コース受講規約に基づき提供します。
2. この受講規約は皆様が当社の提供するコースを受講していただくにあたってのものです。本コースを受講する時点で、本規約の内容を承諾いただいたものとみなしますので、必ずご受講以前にお読みいただき、同意いただきますようお願いいたします。この規約に同意できない場合には、コースの受講をお控え下さいませようお願いいたします。
3. 名古屋アナウンスワークショップの受講者もこの規約を適用するものとします。

第2条(本規約の変更等)

1. 当社は、受講者の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更することが出来るものとします。なお、変更後の本コース規約については、当スクールウェブサイトにて受講者に通知するものとします。
2. 当社が本コースの過程で、必要に応じて随時受講者に通知する指示および諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

第3条(提供コース)

1. 当社は、受講者に対し、受講者が学習することが出来るためのコースを提供するものとします。
2. すべてのコースにおいて、就職・就業を確約するものではありません。

第4条(使用範囲)

1. 受講者は、本コースを自己の学習の目的としてのみ使用するものとし、第三者へ開示してはならないものとします。
2. 受講者は本コースについて、第三者に対する受講者資格の頒布、販売、譲渡、貸与を行ってはならないものとします。
3. 受講者は、本コースの全部または一部の修正、それを基にした派生的制作物の作成をしてはならないものとします。

第5条(受講申込)

1. 本コース受講希望者は、所定の手続きに従い、本人が本コースの申し込み(以下、「受講申込」といいます)を行います。
2. 前項の申込手続に対し当社が承諾し、入金が確認されたことをもって、受講申込が完了したとみなします。
3. 次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は当該申込を承諾しないものとします。
 - (1) 申込者が虚偽の事実を申告したとき。
 - (2) 申込者が本コースの受講料金の支払いを怠るおそれがあることが明らかなき。
 - (3) 申込者が過去に、本規約に違反したことがあるとき。
 - (4) 当社の業務の遂行上または技術上支障があるとき。
 - (5) 暴力団、暴力団関係企業、これらに準ずる者又はその構成員、反社会的勢力、またはそのおそれがある方。
 - (6) 事前説明の内容を履行できないおそれがある方。
 - (7) 他の受講生に不利益を与えるおそれのある方。
 - (8) 中学生以下の方
 - (9) 未成年、学生で保護者の同意がない方
 - (10) その他、当社が申込者を不相当と判断するとき。

第6条(受講申込の取消)

1. 前条第2項に定める受講申し込みの完了後、入学手数料は理由のいかんを問わずお返しいたしません。
2. 受講申し込みが完了後、受講申し込みの取り消し及び納入された受講料の返金は原則として出来ないものとします。ただし、転勤・転居・病気等のやむを得ない理由で開講前日までに申し出があった場合、以下の取消手数料を差し引いて受講料の返金を行うものとします。開講日以降の返金は一切できないものとします。

解除期日	取消手数料
開講日の前日から起算して20日目にあたる日以降8日目にあたる日まで	受講料の50%
開講日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降前日にあたる日まで	受講料の80%
開講日の当日、および無連絡不参加、開講後の退学	受講料の100%

注)スクール事務局休業日(土・日・月・祝日)が開講日の前日の場合は、その直前の営業日を前日とします。

3. 当社は、受講申込の承諾後であっても、当社が承諾した申込者が、第5条第3項の何れかに該当することが判明した場合、または本規約の規定に違反した場合、当該申込者に対する通知をもって、受講申込の承諾を取消し、受講者資格を抹消することが出来るものとします。その場合の入学手数料・受講料の返金は一切できないものとします。

第7条(休会・退会規定)

1. 名古屋アナウンスワークショップのみ、休会・退会ができるものとします。
2. 名古屋アナウンスワークショップの休会・退会を希望する場合は、対象月の1か月以上前に申告するものとする。これ以降の申告については、返金を一切できないものとします。
3. 退会後は1年間復学できないものし、復学の際には入学手数料が発生するものとします

第8条(変更の届出)

1. 受講者は、住所、連絡先、その他受講者が受講申込の際、またはその後に当社に届け出た内容に変更が生じた場合、受講者は、当社所定の方法により、遅滞なく、その旨を届け出るものとします。
2. 受講者が前項の届出怠ったことにより、本コースの受講に支障が生じるなど、受講者が不利益を被ったとしても、当社は何ら責任を負わないものとします。
3. 当社から通知等が受講者に不到達の場合、速やかに当社にご連絡ください。連絡がない場合は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第9条(登録情報の使用)

1. 当社は、受講者が受講申込の際に登録した情報及び受講者が本コースを受講する過程において当社が知り得た情報(本コースの受講履歴等)を本コース提供の目的のために使用することが出来るものとします。
2. 前項の規定の適用を妨げることなく、以下の項目に該当する場合を除き、当社は前項で規定される受講者の情報を第三者に開示しないものとします。
 - (1)当社が、本コースの受講動向を把握する目的で、収集した個人情報(受講者の個人が特定出来ない情報群)を統計データとして開示するとき。
 - (2)受講者が、限定個人情報(受講者の氏名、住所、電話番号、性別、年齢、メールアドレス等)(以下、「限定個人情報」といいます)の開示について別途明示に同意しているとき。
 - (3)当社が法令及び国家機関等により開示が求められたとき。

第10条(禁止事項)

1. 受講者は、本コースの受講にあたり、以下の各号の内容に該当する行為をしないものとします。
 - (1) 本コースや他人の著作権等の知的財産権を侵害する行為。
 - (2) 講師や他の受講生のプライバシーを侵害する行為。
 - (3) 本コースの運営に支障を与える行為。
 - (4) 宗教活動、販売活動、勧誘、その他、本コースの趣旨から外れた行為。
 - (5) 法令もしくは公序良俗に違反し、または他人に不利益を与える行為。
 - (6) 当社の名誉信用を毀損する行為。
 - (7) 諸規則を守らず、受講者としてふさわしくない行為で当社や講師、他の受講者の名誉を傷つける行為。
 - (8) 受講中講師の指示に従わなかったり、他の受講者に著しく迷惑をかける行為。
 - (9) 教室内での喫煙・携帯電話の使用・お子様連れ受講など、他の受講者に著しく迷惑をかける行為。
 - (10) 講義の録音、録画、写真撮影(あらかじめ、当社及び講師が了承した場合を除く)などの記録行為

第11条(禁止事項への対応)

1. 当社は、第三者からの通知等に基づき、受講者の行為が前項各号のいずれかに該当すると判断した場合は、当該受講者への事前の通知なしに、当該受講者受講予定の授業予約を取消し、受講者資格の中断、取消等、当社が適当と判断する措置を講ずることが出来るものとします。

第12条(受講者資格の中断・取消)

1. 受講者が以下の項目に該当する場合、当社は、事前に通知することなく、直ちに当該受講者の受講者資格を中断または将来に向かって取り消すことが出来るものとします。
 - (1) 受講申込において、第5条3の事項に違反し、虚偽の申告を行ったことが判明したとき。
 - (2) 第9条で禁止している事項に該当する行為を行ったとき。
 - (3) 受講料金等の支払債務の履行遅延又は不履行が1回でもあったとき。
 - (4) 手段を問わず、本コースの運営を妨害したとき。
 - (5) その他、本規約に違反したとき。
 - (6) その他、受講者として不適切と当社が判断したとき。
2. 当社が、前項の定めに従い、本コースを構成する個々のコースを複数受講している受講者資格を中断または将来に向かって取消す場合、当該受講者が受講しているすべてのコースを対象とします。
3. 当社が、前項の措置を取ったことで、当該受講者が本コースを受講出来ず、これにより損害が発生したとしても、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第13条(損害賠償)

1. 受講者は、受講者が本規約、本契約及び法令の定め違反したことにより、当社に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとし、当社を免責しなければならないものとします。受講者が本規約に違反しまたは不正行為により当社に対し損害を与えた場合、当社は受講者に対し相応の損害賠償請求が出来るものとします。
2. 受講者が本コースの受講により第三者に対し損害を与えた場合、受講者が自己の責任でこれを解決するものとし、当社に対しいかなる責任も負担させないものとします。
3. 本規約に特別の規定がある場合を除き、当社は、本コースの受講により生じる結果について、受講者その他いかなる者に対しても、いかなる責任も負わないものとします。また、本規約に基づいて当社が受講者に対し賠償責任を負う場合、当社の賠償額は、いかなる場合でも、当該賠償原因を構成する商品又は役務を当該受講者が支払った上限とするものとし、当社はそれ以外にはいかなる賠償責任も負わないものとします。

第14条(レッスン条件及び内容の変更、中止・中断)

1. 当社は、本コースの運営に関し、本コースの受講を監視し、必要と認める場合、自己の裁量において、本コースへの受講を制限することが出来ます。
2. 当社は、以下の事項に該当する場合、本コースの運営を中止・中断出来るものとします。
 - (1) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本コースの提供が通常通り出来なくなったとき。
 - (2) その他、当社が、本コースの運営上、一時的な中断を必要と判断したとき。
 - (3) (1)(2)の理由で本コースを中断した場合は返金に応じます。
3. 当社は、前項の規定により、本コースの運営を中止・中断するときは、あらかじめその旨を受講者に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
4. 当社は、場合により担当予定の講師や内容を変更出来るものとします。

第15条(全般)

1. 本コースに関連して、受講者と当社との間で紛争が生じた場合には、当該当事者がともに誠意をもって協議するものとします。
2. 前項により協議をしても解決しない場合、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛争等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、出来る限り円満に解決するものとします。